

国際電気通信基礎技術研究所動物実験委員会 設置要綱

平成26年(2014年)4月1日制定

令和4年(2022年)4月1日改定

(目的)

第1条 国際電気通信基礎技術研究所(以下「ATR」という。)は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第 105号)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第 88号)」、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第 71号)」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」を参考に制定した「動物実験等の実施に関する規程」(以下「動物実験実施規程」という。)の定めるところに則して、ATRにおける動物実験等の実施について、実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び実験等に関わる職員、研究者等の安全確保の観点から適正に運営されてことを客観的に評価するため動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(方針)

第2条 委員会は、動物実験等の実施にあたり、動物実験等に関する理念である次の各号に掲げる3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施されているか否かを評価する。

- (1)Replacement 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (2)Reduction 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。
- (3)Refinement 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

(役割)

第3条 委員会は、社長の諮問を受け、次に挙げる事項を審査又は調査し、社長に報告又は助言する。

- (1)動物実験計画が法令及び指針等並びに「動物実験実施規程」に適合していることの審査。
- (2)動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3)施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4)動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5)自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。

(6)その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、社長が次に挙げる者から任命した委員により構成する。

- (1)動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名以上
- (2)実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
- (3)その他学識経験を有する者 1名以上
- (4)経営統括部に所属する社員 1名以上

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、社長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、第4条の委員構成を考慮の上、社長が補充する、ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(担当事務)

第7条 委員会に関する事務は、経営統括部総務・渉外チームが行う。

- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(議事)

第8条 委員会は、原則として年1回に、委員長が招集し、原則としてATRIにおいて開催する。なお、インターネット、電話等の方法で会議に参加することを可とする。

- 2 年度途中の案件は、メールによる審議とする。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、申請者又は委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 本委員会は、国際電気通信基礎技術研究所遺伝子組換え生物等安全管理委員会との併催とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. この要綱は平成26年(2014年)4月1日から実施する。
2. この改定要綱は令和4年(2022年)4月1日から実施する。